

決定骨子

第1 主文

1 第1事件及び第2事件の各債権者らの申立てをいずれも却下する。

2 申立費用は、第1事件及び第2事件の各債権者らの負担とする。

第2 理由の骨子

債権者らは、発電用原子炉施設である伊方発電所3号機（本作原発）を設置、運転している債務者に対し、人格権に基づく妨害予防請求として、本件原発の原子炉の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分を申し立てた。

本件においては、審理・判断方法が問題となっているほか、①新規制基準の策定上の手続等及び規制内容等の合理性、②地震に対する安全性確保対策の合理性、③耐震設計における重要度分類の合理性、④使用済燃料ピット等の安全性、⑤地すべりと液状化現象に対する安全性、⑥火山事象に対する安全性確保対策の合理性、⑦シビアアクシデント対策の合理性、⑧住民避難計画の合理性が主たる争点となっている。

当裁判所は、基本的には、債務者が、新規制基準の内容に不合理な点がないこと及び本件原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、ないしその調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないこと（専門的な知識を必要とする事柄について、その分野の知見に照らし、無理のない思考に基づいて適合性判断がされていること）を、債権者らによる指摘を踏まえ、相当の根拠、資料に基づき、主張疎明する必要があり、裁判所はこのような観点から審理・判断すべきであると解した上、債務者において、各争点に関して上記不合理な点がないこと等の疎明があると判断するなどし、結論として、本件申立ては、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権についての疎明を欠き、理由がないとして、これをいずれも却下することとした。

以上

弁護団声明

(大分地裁仮処分決定を受けて)

2018年(平成30年)9月28日
伊方原発運転差止大分裁判弁護団

1 大分地方裁判所民事第一部の佐藤重憲裁判長、伊藤拓也裁判官、工藤優希裁判官は、本日、伊方原発3号機の運転差止仮処分命令申立事件において、住民側の申立てを却下する不当決定を出した。

2 大分地裁の裁判体は、期日においても積極的に原発の危険性について審理しようという姿勢が著しく欠如していた。決定内容は、その姿勢を反映したものであり、四国電力株式会社の主張を鵜呑みにし、新規制基準と適合判断の合理性をほとんど無批判に認めるものとなっている。結論ありきの形だけの審理しか行わず、司法としての本来の責務を放棄したものといわねばならない。特に、3日前の広島高裁決定でさえ、火山ガイドの不合理性が改めて認定されたにもかかわらず、大分地裁は原子力規制庁が作成した「原子力発電の火山影響評価ガイドにおける『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方について」に沿って、火山ガイドの合理性を肯定した点は、権力側に追従しようという姿勢を如実に示すもので、断じて承服できない。

3 福島原発事故から7年半が経過しても、帰還困難区域は7市町村に及び、最も離れた地域は原発から30km以上離れている。避難指示が解除された地域でも、帰還する者は少なく、復興には程遠い現状である。甲状腺がん若しくは悪性疑いと判定された福島県内の事故当時18才以下だった子どもは、現在確認されているだけでも211人にのぼり、そのうち175人は既に手術がなされている。

大分県には伊方原発から40数kmしか離れていない地域もある。しかも間には瀬戸内海が広がり、放射性プルームを遮るものがない。ひとたび伊方原発で過酷事故が起これば、大分県にも甚大な被害が及ぶ危険性が十分にある。特に地震や噴火などの複合災害時には、住民が安全に避難できる保証はまったくない。

4 大分県民は、伊方の地に原発が建設されることを望んだことはなく、その経済的な恩恵を受けたこともない。それにもかかわらず、伊方原発のリスクだけを引き受けなければならないのは、明らかに理不尽である。

私たちは、大分県民が無用な被ばくや避難を強いられることなく、この恵み豊かな郷土を次の世代に繋いでいけるよう、今後も伊方原発の危険性を訴えていく。

以上